

## 虐待防止に関する万国津梁会議\_\_第一回会合

司会) 定刻となりましたので、ただいまから児童虐待に関する万国津梁会議を開催させていただきます。委員長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます沖縄県青少年子ども家庭課の渡久山と申します。よろしくお願いたします。会議の開催にあたり玉城デニー知事からご挨拶がございます。玉城デニー知事、よろしくお願いたします。

玉城) ハイサイ、グスーヨー、チューガナビラ。沖縄県知事の玉城でございます。皆様におかれましては児童虐待に関する万国津梁会議の委員への就任を快くお引き受けいただくとともに、ご多忙の中、本日の会議にご出席頂きまして感謝申し上げます。ありがとうございます。ご案内の通り、沖縄県では、本県の目指すべき将来像を実現し、新時代沖縄の構築に必要な施策の推進を図るため、万国津梁会議を設置しました。会議では、人権・平和、情報・ネットワーク・行政、経済・財政、人材育成・教育・福祉・女性、自然・文化・スポーツの5つの分野を設け、各分野において優れた見識を有する方々からご意見を拝聴することとしております。本日は人材育成・教育・福祉・女性の分野において児童虐待に関する議論を行っていただく「第1回児童虐待に関する万国津梁会議」を開催するものであります。私は、沖縄の未来を担う子ども達が夢や希望を持って健やかに育ち、豊かな可能性を発揮できる社会を実現したいと思っております。そのため、専門家である皆様からご意見を伺い、課題の抽出やその解決に向けたご提案を頂きたく、本会議に大いに期待を寄せているところであります。本県における子どもを取り巻く環境は、子どもの貧困率の高さや、女性相談所等に寄せられるDV、家庭内暴力の相談件数の多さなどにみられますように深刻な状況があり、それらが児童虐待の背景となることも指摘されています。委員の皆様には、本県の現状を踏まえた課題や対応策について積極的な議論をお願いしたいと考えております。沖縄県としましては、本会議からのご提案を県の施策や取組に速やかに反映させ、児童虐待防止に向けて、関係機関と連携して切れ目ない支援に取り組んでまいりますので、委員の皆様による闊達な議論をお願いいたします。ユタサルグトゥ、ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

司会) 知事は別用のためここで退席させていただきます。それでは次第に沿って進行いたします。本日は第1回目の会議ですので各委員の皆様から自己紹介をお願

## 虐待防止に関する万国津梁会議\_\_第一回会合

いしたいと思います。お一人様1分程度ではじめに村瀬委員から、次に野村委員と、時計回りでよろしく願いいたします。

村瀬) 村瀬でございます。専門は臨床心理学でございますが、公認心理師の国家試験を執行します心理研修センターの理事長をしております。

野村) こんにちは。現在沖縄国際大学で講師を務めております野村と申します。村瀬先生から公認心理師の資格をいただき、臨床心理士と公認心理師として長年医療現場で子どもたちの支援に携わってきました。今日は先生方と有意義な意見交換をしたいと思います。よろしく願いいたします。

横江) 弁護士の横江と申します。私は少年非行や虐待といった少年、子どもに関わる人権問題に弁護士として携わっております。3年前に沖縄で「子どもシェルター」という沖縄で子どもの居場所を作って、そういった活動もしております。

比嘉) 皆さんこんにちは。沖縄国際大学、比嘉と申します。私の方は児童家庭福祉、それからスクールソーシャルワークの方を専門に教育、それから研究に携わっています。今日はソーシャルワークの視点から皆さんと一緒に議論をしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

上間) 琉球大学の上間陽子と言います。今沖縄で2つの調査を走らせていて、風俗業界で仕事をしている主に女性、そして若年出産をしている10代の女性たちに会っています。かなり状況が厳しいなというふうに思っているのですが、本当は調査で地を這いながらデータを集めることが大事かな、と思っていたのですが、地を這いながら見てきたことをリアルタイムでもしかしたらのせられるチャンスなのかなというふうに思って、この度のお話を引き受けました。よろしく願いいたします。

海野) 兵庫教育大学の海野と申します。よろしく願いいたします。私は臨床心理士で、子ども、虐待、臨床を専門としております。トラウマ回復支援領域の教育もやっております。子ども病院とかで後遺症の治療に携わったりしてまして、現在は研究の流れもありまして、愛着とトラウマの両方に対して介入が必要

## 虐待防止に関する万国津梁会議\_\_第一回会合

だということがありまして、それに動物を使う動物介在療法を研究しております。また自分のプライベートな部分で、里親、養育里親をやっております、6年目に入ります。色々な立場から、臨床心理士の時だけとは違う視野が広がります、そのようなことがありまして今回お話を受けさせていただきました。よろしくおねがいたします。

司会) 続きまして、委員長の選出をします。会議の設置要綱により、会議に委員長と副委員長を置くことになっており、委員の互選により選出ということになっております。委員長及び副委員長の選出について事務局側からご提案させていただきます。

事務局) それでは事務局からご提案させていただきます。児童虐待に関する万国津梁会議の委員長及び副委員長の選出に関して、委員長に比嘉委員を、副委員長に上間委員を提案させていただきたいと思えます。

司会) ただいまの事務局の提案についてご意見はございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局案の通り、比嘉委員を委員長に、上間委員を副委員長に選出することに致しますがよろしいでしょうか。比嘉委員長、委員長席にご移動をお願いいたします。

比嘉) それでは私の方で委員長を務めさせていただきます。進行に先立って、一言ご挨拶申し上げたいと思えます。全国では痛ましい虐待事件が後を絶ちません。本県におきましても、私自身も2年ほど前に県内の自治体でいわゆる虐待死事件の検証に携わる機会がありました。非常に心が痛くて、地域でもがいていると言いますか、そういった専門職も市民も心を痛めているところです。今回、限られた時間ですけれども、それぞれのご専門の立場から意見を頂きまして、県内の条例を始め施策に反映させていくことができれば思っております。それでは委員長として進行させて頂きますのでご協力よろしくおねがいたします。それでは進めていきたいと思えます。事務局の方から沖縄県における児童虐待及び家庭、家族の状況について説明をお願いします。

事務局) それでは資料1をお手元にご準備お願いします。資料の1ページをご覧ください

ださい。グラフで示されているように、市町村の相談処理件数は1000件前後で推移している状況です。児童相談所の相談件数は平成26年度以降、増加しております。2ページ目をご覧ください。こちらは全国と沖縄県の比較でありますけれども、全国では平成22年度以降相談件数が急激に増加していき、それが継続している状況であります。県内では平成25年度まではほぼ横ばいでしたが、26年度以降増加していき、継続して増加傾向が続いております。3ページ目をお開きください。年齢で申しますと、年齢別構成比は全国と沖縄県では際立って大きな相違はございません。沖縄県は、小学生の割合が全国より5%ほど高い状況となっております。下の方、5年間の総数を合計しまして、0歳児から13歳まで件数は偏りが少ない状況ですが、15歳以降で急激に減少しているという状況です。年齢間の比較では、7歳から12歳で件数が多くなっているという状況でございます。4ページ目をお開きください。こちらは主な虐待者のデータでありますけれども、県内では実父の割合が全国より約10%高く、実母が約10%低いという状況です。全国と沖縄が、実母と実父で逆転している状況でございます。そして件数においては、先程申しましたが、26年度以降、実父、実母ともに大幅に増加している状況です。実父については、平成27年度以降、実母を上回っております。実父による面前三DVの増加が主な原因になっていると思われまます。5ページ目をお開きください。虐待の種類毎の内訳になります。これについては県内、全国とも大きな相違はございません。そして心理的虐待が、平成26年度以降、急激に増加しております。特に面前三DVが急増している状況でございます。他の虐待については年度毎にアップダウンしている状況があります。6ページ目をお開きください。こちら児童相談所に相談がありました経路の状況でありますけれども、上の方の棒グラフをご覧ください。なってわかりますように、警察からのものが非常に突出して多くなっております。警察の方の数字が平成29年度においては、441件、64%ということで、全体処理件数の64%が警察から来ている状況というのがわかります。続いて7ページ目をお開きください。こちらは被虐待児童の年齢・相談種別になりますけれども、身体的虐待が小学生の年齢で多発しております。15歳以降は急激に減少しております。性的虐待は中学生の時期に多発する傾向があります。また、身体的虐待は各年齢で発生しております。しかし、15歳以降は減少する傾向にあります。ネグレクトは各年齢で発生しておりますが、14歳以降は減少する傾向にあります。

8 ページ目をお開きください。その前に7 ページ目を少しご覧ください。相談後の処理の構成割合です。全国と大きな相違がないということがわかります。失礼しました、8 ページ目をお開きください。こちらは児童人口 1000 人あたりの虐待の件数になりますけれども、沖縄県は多い方から数えて 43 位ということになっております。こちらの方は人口の少ない県では低い傾向になりまして、人口の多い大都市の都道府県で高いという傾向になっております、9 ページ目をお開きください。こちらは近年の児童福祉法、及び児童虐待防止法の改正の内容でありますけれども、1、2、3 の 3 本の柱が示されておりまして、例えば児童の権利擁護でありましたら、親権者は躰に際して体罰を加えてはならないという規定が設けられております。またそれについて、民法上の親の懲戒権のあり方について、施行後 2 年をめどに検討を加えて必要な措置を講じるという風になっております。2 番目で児童相談所の体制の強化というのが謳われておりまして、様々な施策が盛り込まれております。また 3 番目で関係機関の連携強化というのが緊急性のある課題ということで盛り込まれている状況です。後で目を通してください。以上です。

事務局) 引き続き資料 2 の方も説明させていただきます。資料 2 の方は、児童虐待防止に関わる論点等について説明がしてあります。まず 1 ページ目をお開きください。最初に沖縄県の目指す姿ということで、沖縄の未来を担う子ども達が夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな社会の実現ということで、謳っております。左側の方に、虐待に繋がる家庭、家族の状況とありますが、こちらの方は全国の児童相談所長会が各児相に調査をしまして、虐待に繋がる要素を複数回答で回答を得ましてそれを集計したものです。経済的な困難が一番多く、続いて虐待者の心身の状態、ひとり親家庭、夫婦間不和、DV という風になっております。下の方、沖縄県の状況がどういう状況かと申しますと、子どもの相対的貧困率が全国の 2 倍あり、離婚率がこちらも全国の 2 倍となります。10 代の出産については、全国 1 位となっております。そして DV 相談件数が人口 10 万人あたりで全国 7 位という状況になっています。2 ページ目をご覧ください。こちら 3 つ論点がありまして、その内の 1 番と 2 番を 2 ページ目にまとめております。ベースとして、主な論点ということで述べさせてもらっています。児童虐待の要因と予防、早期対応、親子への支援ということで、母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築、親子への支援ということが本県の論点だと思いま

す。もう1つは児童相談所の体制強化、そして市町村の体制強化、2022年度までに全市町村に設置することが求められております子ども家庭総合支援拠点が体制強化の主な項目になるかと思っております。また虐待を受けた児童、親への支援ということで、こちらの方も非常に重要なテーマだと思われま

す。2番目、関係機関との連携ということで、市町村との要保護児童対策協議会との連携ですね。特に県内では離島など小規模な自治体が多いですけれど、そちらの方の強化、連携、児童相談所と警察との連携や、婦人相談所と児童相談所との連携、そちらの方もテーマとなるのかな、と思っております。以上です。

比嘉) ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明についてでも構いませんが、自由な意見交換の時間とさせていただきたいと思っております。資料1と2が関連しているということでまとめて説明させていただいたところです。発言のある方は挙手頂いてお願いいたします。1、2に関わること、親子への支援に関わることについてまず発言をいただきたいと思います。

横江) では、その前提としてということで、資料を私の方で「児童虐待防止について」ということで出させていただいているので、ちょっとそれをご覧になって頂きながらご説明を差し上げたいと思います。まず、児童虐待防止に関する会議ということでこの会議は持たれているかと思うのですが、もちろん児童虐待の防止、昨今の重大な死亡事件等が発生する状況で喫緊の課題であるところであり、児童福祉法であったりとか児童虐待防止法も改正されて国としてもかなり力を入れて色んな制度の改正等が図られてきているというところだと思います。その中で、今回、県としてどうするのか、何をしていくのかというところだと思います。その中で、私としてはまず、虐待の問題もそうなんですが、子どもの権利全般をきちんと保障するという、その意識を今一度きちんと持つようなシステムを作っていただきたいというところがございます。児童虐待、体罰、非行であったりとかいじめであったりとか、子どもに関わる問題すべてに関わる場所だと思いますので、子どもの権利、基盤というのを保障できるシステムを作っていただきたい。

その背景として、子どもというのが権利の主体だということです。子どもというのが大人と対等かつ全面的なパートナーだということです。やはり、虐待だったりとか、体罰だったりとかというのが、大人が子どもの支配者になりがちな部

分が背景としてあろうかと思えます。ですので、基本的にはこの認識というのを、体罰に関しても虐待に関しても、そこをしっかりと根付かせるような取組が必要だと思えます。子どもの権利というのは、子どもの最善の利益だとか、子どもの意見の尊重、子どもの権利の尊重というところですね。具体的には、私としてはまず子どもの権利の条例ですね。児童虐待防止に関しても条例の制定をするということ、それだけではなくて、子どもの権利の全般を保障するような条例を制定して頂いて、その中で例えば、昨今、沖縄で深刻な状況として取り組んでいる子どもの貧困問題、沖縄県も子どもの貧困について計画を立てて取り組んでいるところですが、子どもの貧困に関しても子どもの権利の問題だという視点で、恒常的総合的にきちんと取り組んでいくことが必要だと考えております。あとは子どものSOSを汲み取っていただくことが必要だろうと思えます。自治体単位では子どものオンブズマン制度と言って、子どもの意見を行政の方で汲み取るような、子どもの困っていること、苦しんでいることを行政でしっかり意見を聞く、子どもの意見を聞いた上でその意見をしっかりと尊重するといった、そういう制度もございますので、そういった制度だったりとか、あとは、子どもの意見をしっかりと汲み取るための支援ですね。今は学校にはスクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんもいらっしゃるのですが、子どもの立場に全面的に立った支援員というのが別の形として必要ではないかと思えます。あとは、我々弁護士が学校に入っていく、最近「スクールロイヤー」という言い方をするんですけども、そう言ったことも広がりつつあるんですけども、教育機関が保護者等からトラブルになった時に学校を守るために弁護士を入れるということになりがちなので、そうではなくて、あくまで子どもの意見を保障するための、子どもの意見表明権を保障するための立場としてのスクールロイヤーというものを作るというのもひとつだと思います。あとは、子どもがなかなかSOSを出しづらい、出せない、信頼した人でないと出せないというところもあろうかと思うので、子どもとの信頼関係をきちんと築けるような方々がアウトリーチをして支援をする、といった観点で形を作っていければいいなと思っております。

今申し上げたように、子どもの権利、子どもの人権というのは、やはりまだまだ十分に根付いていないという根本的なところがあろうかと思えますので、その啓蒙、啓発というのがまずは必要だろうと。特にと言っただけなんです、画一的、管理的、競争的になりがちな学校だったりとか、そういったところにも子

どもの権利をきちんと保障するといった観点での取組が必要だろうと思います。

最後に SDGs との関係ですね。県の方も SDGs に関しての会が開かれるということなんですけれども、子どもの権利、子どもの人権最後に SDGs との関係ですね。県の方も SDGs に関しての会が開かれるということなんですけれども、子どもの権利、子どもの人権ということからも、この SDGs、誰一人取り残さないというところはまさに共通するということからも、この SDGs、誰一人取り残さないというところはまさに共通するところかと思しますので、子どもの権利、取組について一つ一つ、17 のゴール、169 のターゲットに当てはめを行なって、足りない部分をきちんとカバーしていくというところが必要であろうと考えております。すみません、ちょっと論点から外れるんですけども、意見を述べさせていただきます。

比嘉) ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。まずベースに子どもの権利を守るというところがなければ、いくら制度、施策を作っても絵に描いた餅になってしまいますし、心が入っていないことになってしまいます。そう言った意味で貴重なご意見だったと思います。貧困の問題等々もですね、私も県の方で少し関わらせてもらったのですが、28 年度からスタートして今 4 年目になります、県の子ども貧困対策の部分で少し関わらせていただいていますけれども、その子どもたちが教育を受ける権利というか、スタート地点から違っているというところがあります。それは今回のテーマである虐待を受けている子どもたちも同様に厳しい環境にいるということがありますので、この権利を保障するシステムというところで、実際のシステムですね、オンブズマンとかスクールロイヤーとかの提案もありますが、実際にスタートしているところが他府県ではあります。スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどの支援者も子どもの貧困対策でどんどん入ってはいるんですけども、実際にそれが子どもの声を拾えているかというところでは、現場によっては非常に難しい部分もあるのかな、と。重層的に子どもの声を拾う、困っている子どもたちを支援するというところではいくつかの仕組みが重層的に必要なのかな、と。新しい、本県にはない部分で、今のような提案は重要かなと。今の発言に関連してご意見をお願いします。

野村) 横江先生のご意見、制度を作るというところもすごく大事ななと思ったん



ですが、一方で、もっと現場レベルで子どもたちに「人にはいろいろな気持ちがあって、どれも大切な気持ちであること」、「困ったりつらいときはSOSを出して良いこと」、「SOSの具体的な出し方」を伝えていくことの必要性を感じています。今、虐待防止月間に合わせて沖縄県のある市町村で4年生を対象に人権教育というか健康教育の一環として自分の気持ちを感じて「“悪い気持ち”はないんだよ。辛いとか、苦しい、悲しいというのを感じていい気持ちだし、それを表現しても良いんだよ、助けても良いんだよ」ということをここ2年間ほどやっています。案外、子どもたちはどう意見を上げて良いか分からなかったり、やっぱり虐待とか体罰を受けている子どもは、そういう気持ちを感じてはいけないとか、感じていても言うてはいけないと思っている子たちが結構います。虐待を受けた子どもたちの支援の話もこれから出てくると思うんですが、学校教育、健康教育の一環として「どんな気持ちもOKだし、話していいんだよ」とかSOSの出し方、具体的にこんなふうに声を上げていくんだというところを伝えていかないと案外分からないんだな、ということを経験現場に入っていることがあります。あと、いち早く「189」も、実際家に電話がなければかけられないし、公衆電話でお金がなくても189に電話をかけられるんだよ、ということをお伝え、公衆電話のかけ方も教えています。そしたら「いざとなったらこういうのが使えるということがわかってよかった」、とか「そういうこと言っていたんだな」という感想も多く、そういう中で「匿名で感想を書いてもいいし、助けて欲しかったら名前書いてね」というシステムを作って今やっているところで。実際勇気を出して「親に叩かれていてつらい」と言ってくれる子もいます。子どもたちの声を拾った後で大人たちがそこをどうやってフォローしていくかというところも試行錯誤の途中ですが。大きなシステムと、実際子どもたちが現場でどうやって声を上げていくとか、拾うシステムとかも大事なのかな、と先生のお話を聞いて思いました。「逃げても良いんだよ」、逃げ場所がどこにあるのか、というところもちゃんと伝えてあげるとか、子どもたちに知ってもらうことも大事だな、と感じています。

比嘉) ありがとうございます。

上間) 今、学校でどうするか、という視点が出てきていると思ったので、そこに重ねたいと思っています。虐待の相談経路を見ると、警察がやはり一番高いですよ。それはDVが起こってしまって、暴力を目撃してその場にいる子どもを発

見してという形もありますでしょうし、子どもへの実際の身体的虐待というのが発覚して、というのもあると思うんですが。貧困が 29.9%、27 年のデータです。ね、そういう県の特徴から言って本当は子どもが暮らしている場所そのものが、子どもたちが SOS を発信できる場所ではない、と言っていいと思うんです。そういった捉え方をした場合、学校の件数というのも高めではあります。でもこれは十分に相談されているのか？というふうなことを思います。私はもう今大人になろうとしかけている 10 代から 20 代の女性たちに会っていますけれど、彼女たちの体験の中に虐待問題って本当に色濃くあるんですね。でも、相談できる大人を探せなかった。先週お会いした方は、万引きをずっとして、とっても些細なものです。10 円のチロルチョコを盗んで、それで学校の先生の方に通報があって、先生がおうちに報告して、するとお家で何をされるか？ボコボコにされるんですよ。で、これ調査の話をしましたけど、大きな事件、必ず仕返しされていますよね、横江さん、お家で、子どもたち。あと子どもの逸脱行動というのは単に特性ではなくて、やはり背後に「保護されていない問題」「虐待を受けている問題」「暴力の問題」が色濃くあって、子どもたちがそれを何かの行動として発してしまった時に、もう一度暴力を生んでたりするんですね。その時に何を問題にしないといけないかという、逸脱行動を子どもの特性として捉えてしまう学校現場があるのではないかと、ということがまず一つ。で、子どもが意見を表明しても良いということがどの子にも実感としてされているか。されていないと思います。だって沖縄の学校に行ったらスタンダード強化、本当に全国の中で最も厳しいんじゃないかと思えます。掃除の時間喋っちゃいけないとか、給食の時間喋っちゃいけないのか、学校目標で決められていて、廊下にベタベタ標語が貼られていて、そういう状況の中で子どもたちが自分の意見を大人たちに伝えたら本当に大人たちが動いてくれるということを、日常生活の中で育むのはとても難しくなっているのではないかと思います。制度を進めていく、そして制度を進めていく時に子どもの意見表明は本当に大事だと、それは日常レベルの教育実践から作っていかなければいけないんだと、本当に全面的にそうだと思います。ここに入らないと子どもたち、言わないですよ。これ見た時に、発生件数、年齢ありますが、中学生くらいになるとぐっと少なくなっていますよね。当たり前ですよ。外出ちゃうんです、子どもたち。お家にいないんです。殴られるお家なんかにはいたくないので。外に行って、なんとか自分で生活しようと思えますよね。そういう問題として見なければ、間に合わなくなっているとい

うことだと思っんです。できる時期にやっていない、小学校くらいにやっていない、保育園くらいの時期にやっていないという問題もあってですね、それがズルズルと子供達が外に出て行ってしまっていて、そこでなんとか自分で大人になろうとやっしている、そういう問題があるなと思っています。学校の問題ということについてはやはり切り込みたいと思っています。

比嘉) ありがとうございます。子どもの権利、それから学校、家庭の部分のお話が出ました。何かございますか。

海野) どこから言えばいいのか、と思っつつ。あまりにたくさんの視点があっりまして、私自身が何を話せるのかな、というのがあるんですが、取り止めがないかもしれないんですが、先生方のお話を聞いて触発された部分があっりました。県の特徴として、男性、お父さんの虐待が日本、全国と比べると高いということで、そうすると男性に対する支援、その意識を持つ必要があるんだらうと思っいます。一つ、どうしても大事なファクターとしては、時代の問題とそれからメカニズムの問題があるなと思っっていて、我々平成 13 年に初めて虐待防止法が制定されて、それまでは学校の体罰容認の時代でして、当然父親たちもその洗礼を受けてきて、そういう状況の中で今虐待をする側に回っっているというか、負の連鎖、世代間連鎖が起きているというような流れだと思っっていて、例えば、学校でも養護施設でもそうなんですけれども、新たな法律が起きた後にどうなるかという、空の巣状態になると聞きます。だから養護施設長さんだとかが、耳が聞こえなくなってしまったりだとか、自分たちが今までこうだと思っじてやってきたものを、ある意味覆されてしまう、コペルニクスの転回っという状況になったり。あと、学校の先生方も暴力で教育をやっしていたと自負してやっっていた部分、場合によっては、生徒指導の先生とか体育系の先生というの、ある意味でそこで傷つきが起きると思っいます。その辺りを共有するようなことがあまりなかったということ、どこかで私たちは意識してやっなければいけないと思っています。その上で男性の方々、そしてどういうところで自分自身を保つのか、時には薬物だとか、アルコールだとかの問題、空の巣の問題とのからみもあるでしょう。そして女性の側に立ったら、ペアレンタルバーンアウトというんですけれども、親をやりながらのバーンアウトという概念も必要なのかな、と。情緒的消耗感、脱人格化、個人的達成感の欠如という三因子。これに対して、どこかで「子育てっってこんなに大

変なんだと思わなかった」と。自分自身もすごくいろんな中で育てられてきて、自分が出すエネルギーが決して子どもが求めているものに足りない、そこで親御さん自身も傷ついたり、脱人格化ということが起きる、親御さんのトラウマということも意識していきたい。そんなことをまずは共有していきたいな、と思いました。私自身は、市民的な生活レベルとシステム構築レベル、それから治療レベルという幾つかのレベルがあると思っています。市民的な生活レベルが養護につながるものだと思います。例えば、先生方が今しているバッジがありますが、そこに「子育て一緒にやりましょう応援団」みたいなものでワンちゃんのマークでもつけていただいて、地域的に困難そうだな、膠着状態になっている、親御さんと子どもさんが膠着状態になっていて、ひなっているような状態、それに対して親御さんが苦しい状態、その時に子育て応援団みたいなバッジをつけた人間が「一緒にやりましょう」「気を引きますね」という意識で子どもさんに関わる、そこで親御さんはちょっと風が入る。風を入れるということがいろんなレベルで大事なんだと私は意識しています。子育てバッジ、全国的に知事が「こういうバッジ作りました」というふうに言っていて、もし沖縄県全員がそのバッジを持っていて、一緒に子育てをやっていきたいと思いますという形になって、このバッジは決して虐待通報をするためのバッジではないと、その場の膠着状態を切り開くものとしてのバッジのようなものが生活レベルであつたらどうだろうということを提案の一つとさせていただきます。たくさんあるんですが、私の講演になってしまうので、この位で。

比嘉) ありがとうございます。今の話の中で、親支援の部分も出てきて、それから体罰の問題、学校の体罰の問題が出てきたのですが、体罰の問題は後ろの方で議論ができるかと思うのでそこは置いておいて、最初の発言の部分で、村瀬委員の方から、子どもの権利の部分、入り口の部分で共有していきたい部分で感じたことを含め、お話をお願いします。

村瀬) 専門は臨床心理学でございます。日本の家庭裁判所の創成期に家庭裁判所調査官になりました。人の生き難さの問題は個人の生物学的な器質的特質を基底に、社会的な影響を受けて形を成す、従って時間軸と空間軸を元に生物・社会・心理モデルをもとに事象をアセスメントし、それに基づいて支援するというアプローチをしてきました。

大学に移りましてから、精神科病院の児童病棟、思春期青年期の人々の社会復帰を目指している人たちの通所施設、児童養護施設、聴覚障害に加えて発達障害、精神疾患を持っている方々の重複聴覚障害者施設等にかかわって参りました。

1980年代ころに「家族なき家族の時代」というような言葉が語られ出したことと呼応するようにある学会で「近代家族の行方」と題するシンポジウムが開かれ、さまざまな領域の方々とシンポジストを務めました。人は人工胎盤から生まれるようになる、同性婚認可の民法改正、フェミニズムの促進などの主張を聴きながら平素の臨床実践を通して感じていたことを想起しておりました。

人は無事の生活をしているとき、家族は空気のように必要でもその有り難さを実感しませんが、何らかの生きづらさに出会うと、いかに家族が大切な意味を持つかに気づきます。そこで、自分の生きる基盤を持つ成人の意見ばかりでなく、これからの社会を担っていく子ども達が父母、家族についてどう考え何を望んでいるか、どういう大人になりたいと思っているかについて、総計 700 人余の就学前幼児から大学生の人たちに面接調査を致しました。

どの子どもも面接調査を受けることに積極的で、真剣に考えながら答えてくれました。子ども達の意見は次のように纏められます。「大人になって、一番大切にしたいものは家庭、家族。人が生きて行く上で基になるものだから。父親と母親は平等、そして協力する。家族をリードするのは父親、母親は家族がまとまるように細やかに配慮する。このように子どもの意見を大人が素直に聴くことはよいことだ。自分について考える契機になった。学年の始めなどにこういうアンケートを施行するとよいのではないか。」

この調査には養護施設で育つことを余儀なくされている子ども達にも、施設に伺い生活場面をともして、一緒に掃除やアイロンかけ、勉強の相談にのる、夏休みやお正月休みに帰省や訪問先がない人を自宅に招いたりして、自然にうちとけた間柄になってから参加して貰い、意見を聴きました。社会的養護児童は家族との関係が恵まれないから一層とも言えましょか。家族生活の大切だ。自分は子どもを大事に育てたいと思う。でも本当は家庭生活や子どもを育てたいと思いつつ自信がもてない、と語りました。自分が十分受けられなかった愛情を与えたい、でも不安、という切実な想いを語る子どももおりました。こういうように出会う子どもの殆どは不適切な養育を受けて、心傷ついており、容易には人を受け入れがたいところがありますが、これまでの経験を通して、表面的にはわか

りにくいけれど「他ならない自分という自信を持ちたい、自分を受け入れてほしい、自分の力を応分に発揮して人に認められたい」という気持ちが内心にひそかに息づいていることを実感してきました。具体例は省きますが、具体的な生活状況を共にして、子どもが自分の可能性に気づく、人と分かち合う意義に気づき心安じるようになる、という場面を多く経験してきました。施設を卒業してその人らしいあり方で自立している人は多くおられます。

いわゆる個人心理面接やプレーセラピー、状態によっては医療も必要です。しかし、これまでの経験を通して被虐待児が回復するには、狭義の専門的技法による支援ばかりでなく、生活を通しての回復、子どもを一人の人として遇する気持ちを持つ人に出会うこと、その子どもの素質、力を応分に発揮して認められ、受け入れられることが被虐待児には必要です。

子どもの虐待を防止する制度、条例は必要です。同時に子どもを慈しみ育てることに自然な喜び、意味を感じる、そして、育児を適切に行えない人々を徒に指弾するのではなく、そうせざるを得なかった背景のさまざまな要因に想いを致して、再生を支援する。そして、専門家ばかりでなく、市井の中の人々が無理なく応分に支え合って生きようという精神文化が豊かになることが強く望まれます。スイスのチューリッヒ郊外のあるキリスト教会では「教会のお母様」という制度がある。親子関係が難しい状況にあったり、発達障害を抱えているいろいろ生きがたく孤立しがちな子どもに「教会のお母様」（教会の信者の中のボランティア）がつき、話を聴いたり、家に招いたり、誕生日や進級時に来し方、これからについて励まし、祝う。「ひとりぼっちではない、自分は眼差しを注がれている・・・」という安心感が対象となっている。

子どもは持てるのである。

制度の充実と同時にそれに息吹を与える精神文化を社会に育てていきたいと思えます。

比嘉) 非常に重要なお話だったと思います。子ども自身が存在感を感じられないといけないし、社会全体で子どもを見守るという姿勢。自分自身、子ども自身が自己肯定感を感じられるような環境を、家庭だけが、ではなく学校も地域もというところで作り上げていくことについてお話いただいたかなと思っております。ちょっと今時間が限られていますので、次のお話いきたいなと思っております。再度横江委員のお話をお伺いします。メインの児童虐待の防止の部分で、聞きた

いと思っておりますが。最初の児童福祉司、児童相談所、市町村の強化の部分の方からお願いします。

横江) お配りした資料の児童虐待防止のところ、児童相談所の体制整備・市町村の体制強化というところなんですが、やはり現場の児童福祉司さん皆さん頑張っているんですけども、通告件数がこれだけ増えて一人当たりの持っている件数も相当プラスになっていると伺っているところです。増員というところで国も目標数値を立てて増員を、というところですので、恐らくそれは必要なんですけども、やはり若手、中堅、ベテラン等がチームを組んで若手の方もきちんと育てていくと、中・長期的に、将来的にも体制を充実させることができるよという、そこの視点での構築をきちんとしていただきたいということ、若手の方が増えて経験年数が少ない方で対応していくのは難しい事もあるかと思っておりますので、しっかりスーパーバイズできる立場の方たちを、一定程度計画的に増やしていかななくてはならない。この計画的にというのがポイントというか、しっかり目標数値を設定して増員していくというのが必要だろうと思っております。

あと、これもよく言われていることですが、介入機能と支援機能の分離。児童虐待防止法でのこの部分が明記された部分でして、どうしても児童相談所というのは相談支援の部分と介入して職権を働いてという部分が、そのある意味、相反するような部分をもった機関ですので、例えば相談支援の方に力が行き過ぎて保護、介入が遅れてしまうというケースも、今まで少なからずあったというふうに聞いております。ですので、思い切った介入ができるという部分と、支援する部分を分けるという体制の構築が大切だろうと思っております。

あとは、数を増やすという部分と質を確保するという部分で言うと、研修をと言うことです。今、現時点での制度の中でもやられている部分だろうとは思いますが、例えば死亡事例等の結果を、痛ましい事案がなぜ起きたのかということ参考にしなが実践的な研修をしていただくことを提案したいと思います。

あとは市町村の体制強化というところですが、数年前に児童福祉法が改正されまして、より重篤なケースに児童相談所が特化して適切に対応すると、そこに至らないような比較的軽微なケースを市町村が対応する、そういう業務役割分担をしようということになったわけです。そうすると児童相談所だけでなく、市町村できちんと対応していくことが重要になってくるんですが、県内 41 の市町

村があり、那覇から離島だったり郡部だったり、かなり人口だったり市町村の状況も異なるということがあろうかと思えます。その中で、聞くところによると残念ながら市町村によってはケース管理、進行、記録の作成、アセスメントの仕方だったりとかが十分できていない、最低水準もできていないところがあるように伺っております。そこを最低限のものをきちんと確保する、そしてそれを外部から確認、チェックできるような何らかの体制整備が必要ではないかと思っております。

あと、市町村の皆さんはがんばってらっしゃるところなんですけど、やはり一人に対応していくということでの困難さがあるかと思えますので、複数人で組織的に評価していく、数人の目でケースを見て行くことを徹底することが必要だと思っております。あと、市町村を支援する児童福祉司さんが、国の方でも30市町村に一人配置するというのがプランで出されているようなんですけども、沖縄では2人ということになるかと思えます。これをしっかり国の基準に従って配置をして頂いて、実際に市町村で担当する支援員の方々、報道等によりますと、非常勤での採用でなかなか経験を積めないまま離れてしまったりということがあろうかと思えます。きちんと安定雇用して、そしてその上での専門性を確保するための研修等を充実させて行くことが必要であろうと思えます。あと市町村の中で、家庭児童相談室等の福祉分野と保健師さんの保健の分野、部署としては別々ではあろうかと思うのですが、ここが十分な連携ができていないところがあると聞いています。ですので、保健の分野と福祉の分野の連携を、定期的な合同ケース等を開催するなど、そういうことを決めてしっかりやっていただきたいと思えます。

あと市町村の体制強化という中で、国の方も「子ども家庭総合支援拠点」というのを設置するというふうになっているようです。まだ沖縄県では設置が十分ではないと聞いているところですので、国も、全市町村に2022年までに、あ、これは違いますね。全市町村に少なくとも設置するというのを国としては目指しているということです。それは「子育て世代包括支援センター、母子健康包括支援センター」ですね。これを合わせて、並行して全市町村に設置するということになっているかと思えます。ちょっとここの役割の分担だったりとか、そもそもの機能の違いだったりとか、市町村としては混乱があると聞いているので、その役割分担とか、かなり被る部分があるので、連携して一体的に運用していけるように、これから設置を目指す所は両方を念頭に置きながら設置をして、相談



## 虐待防止に関する万国津梁会議\_第一回会合

対応に加えて、例えば一時預かり事業とか、ショートステイ事業とか そういったちょっと足りていない部分についての組み合わせもできれば、なおいいんじゃないかと思います。

最後ですね。要保護児童地域対策協議会。市町村の虐待対応の中核であろうかと思えます。これを今まで以上にというところで、きちんと常勤の調整担当者を配置するというところ。全市町村に配置するというところで国の方でも目指しているところです。それを定めていただいて、しっかりケースワークできるようにして頂く、そういった研修も充実させていただきたいという風に思っております。とりあえず以上です。

比嘉) ありがとうございます。児童相談所、それから市町村の対応という部分で数点提案がありました。これに関連してもう一人意見をいただいて、休憩を取りたいと思っております。上間さん。

上間) 横江さんが仰っていただいたことをやって欲しいという立場で、かつこれは念押しのような形で言いたいのは、数値目標を出さないと絶対にできませんよね。絵に描いた餅ですよ。いつも必要、必要と言って現場の方々が本当にしわ寄せを受けて、苦悩していらっしゃるという現実があるので、これをきちんと達成するというところでやっていただきたいと思います。そういうふうにはしないとできない、ということと。もう一つだけ付け加えておくと、市町村の体制強化のところ、担当部署が違いますけれど、若年出産の問題ということと虐待の問題というのは重なっている部分があるかと思えます。本人たちは一生懸命育てようとしていますけど、モデルがない、支え手が少ない中で育てているので、やはり困難が重層化している。その時に、今多分自治体ごとで、保育の点数化というのはどうなっているのかと私は思っていて、若年出産はわりと高得点で入れてくれるみたいな形の制度設計ということもできるんじゃないでしょうか。今あるものに優先性という形をつけ加えることも可能ではないかと思いました。以上です。

比嘉) ありがとうございます。目標、数値を作ってしっかり取り組んでもらうということと、若年出産に関して、市町村の方では虐待等であれば優先的に入所することがあります。実際に若年出産であるということとかなりリスクなこと

## 虐待防止に関する万国津梁会議\_\_第一回会合

がありますので、そこにつなげるという役割のある支援者がいないとつながっていかない。

上間) 研修ではないので、ここはやはり念押しさせてください。点数化得点のところは何点つけるかということで入りやすさが変わってきます。ピアグループの中で、その情報はかなり共有されるんですね。出せば通るということが回れば、本当に危ない方々が申請するんですよ。それで今、人権感覚が大事だということを横江先生がおっしゃっていて、子どもの権利ということを考えれば虐待が起こらなくても、子ども達は守られなくてはならないですよ。だから未然に、ある機関に繋げる、早く繋げることはとっても大事なので具体的な点数表に入ってくるくらいの形として数値目標化ということを提案できないかと思っています。

比嘉) ありがとうございます。それでは5分ほど休憩を挟みまして、また後半の方を議論していきたいと思えます。3時15分からということですのでよろしく願いします。

<休憩>

比嘉) それでは会場の皆さん、改めまして始めたいと思えます。時間が限られておりますので、一つ目と二つ目の課題については35分をめどに終わりたいと思えます。ご協力よろしくお願ひいたします。それでは引き続き、児童相談所、市町村の支援体制についてご発言頂きました。その中で8ページ、資料1の方で、事務局からの説明がありました児童相談所人口1000人あたりの虐待相談対応件数ということで、沖縄県はうしろから数えて43位となっており、ここが相談まで繋がらないケースというのがまだまだ多いのではないかと、というところで潜在的なケースをどう掘り起こしていくのかということを含めて委員の方々のご意見を頂きながら、それと横江委員の先ほどの説明の後に、那覇市の児童相談所の設置というご提案もありますので、そこも含めて委員の方からご意見を伺えたらと思えます。

村瀬) この数字ですが、これは通告を受けた件数ですか。それとも、自発的に相

談をしてきた件数ですか。それによっても意味が違います。

事務局) 児童相談所における虐待対応件数になります。児童相談所が虐待というふうに判断したケースになります。

比嘉) では、横江委員お願いします。

横江) この数字を見ると「全国から見たら少ない方なんだ」とそういうミスリーディングをしてしまうのではないか。客観的な統計数ではそうかもしれないが、現実的に実際には繋がっていないケースというのが潜在的にあると思うし、実際私が子どもシェルターで関わったケースでも、例えば、虐待かどうかわからない、本人はSOS（を出して）親から殴られているけれど、児童相談所としては親に確認してみようかと。そしたら本人としては家にいる状態で親に確認なんて怖くてできない。するとしても、自分が家を出た後に親に調査、確認をしてもらいたい。でも児童相談所は確認できないことには何もできませんよねと。そういうのが実際ケースとしてありました。そういったことも考えると実際の埋もれた件数というのはかなり多いのではないかと感じています。

あと、先ほど那覇市における児童相談施設。中核市である以上は児童相談所設置が望ましいというふうになっています。報道でしか聞き及んでいないのですが、那覇市が全然設置する気がないというような、残念な答弁を議会でしたと聞き及んでおります。ここは県として、しっかり沖縄県の児童相談所体制をとということであれば、県が引っ張っていくぐらいして設置をぜひ目指していただきたい。

比嘉) ありがとうございます。2017年のデータで、(私も横江委員と) 同じものを見ていると思うのですが、中央児童相談所で受けた件数に占める那覇市の割合が37%ということで、かなり多くなっていると。ですので、中央児相さんが、離島県でもありますので守備範囲がかなり広がってしまう。そういう部分ではこれまで中核市では全国では3箇所できておりますので、我々としても那覇市としてぜひ取り組んでほしいと思います。同じ兵庫県からいらしている海野委員、何か意見がありますか。お願いします。

海野) 明石市が中核市ということで児童相談所を立ち上げまして、それで本年度から精力的にやっておりますが、一時保護の扱いに関して里親を活用するだとか、専門家集団を作っていくだとかということ、小児科医のスーパーバイザーの下にやっています。子ども虐待対応の専門の小児科医なので、かなり地道な丁寧なチルドレンファーストな方向で動いているわけです。私自身が一番最近気になることは、一時保護所の対応なんです、全国的に一時保護所が時代遅れな対応をしていると伺っています。それで、私自身が子ども病院で一時保護委託を受け入れていた観点からなんですが、専門職がかなりいる一時保護所ということになるんですね。そうすると、やはり子ども自身も、自分が保護されて、自分がまず治療を受けるのだという医療のラインに乗るという意識で、ある程度自分がどうしてここにいるのかという、引き離されたことの認識が明らかになって分かりやすい。それから、親御さんも「病院に今子どもがいるのよ」みたいな話を、入院治療の中で関わりやすい。相互の自尊心に対しての配慮があるので、そういうようなことが、沖縄県や那覇市が今後できていくのであれば、私は医療とタイアップしていただきたい、というのが一つの提言としてありました。

また違う側面からなんですが、男性DVが、対応してシェルターに入った後というのは、女性が今度子どもに abuse してしまう可能性があるのです。内在した怒りが、今度は子どもに向けられるということなんです、やはり女性に対しての治療、レスパイト制度。今、学童とかに行くとお母さんたちには「自分が仕事していない間は預けてもらったら困るんですね」という反応なんです、いやぜひ預けてくださいと。お母さんたち少しリラックスして自分をケアしてくださいというような風潮がもしですね、先ほど村瀬先生がおっしゃっていたような精神文化と言うんでしょうか、温かい精神、子育てに優しい精神文化というのが、沖縄が先陣を切ってやってくれたら嬉しいな、というのが私自身ありまして、補足で言わせていただきました。

比嘉) ありがとうございます。

横江) 一時保護中の権利保護の話がありました。やはり保護という言葉が、マジックワードで保護するから、ということで基本的に子どもたちの意思に関わらず、強制的に子どもたちを押し込めてしまう、というのがどうしてもある。それはやむを得ない部分もありつつも、やはりそこは、子どもの権利、人権、子ども

の意思決定を尊重するという観点から説明することと、最大限配慮しなくてはならない。例えば、荷物にしても持ち物にしても過度に制約し過ぎないとか、どうしても行動の自由については制約をせざるを得ない部分があるかと思うのですが、学習の面にしても、学校に行けないことについてフォローするとかですね。それと、きちんと子どもがそこでのSOSを出せる、汲み取るシステムだったりとか、それは僕の資料にアドボカシー制度と書いてあり、権利を代弁するという意味なんですけど、例えば県の児童福祉審議会とかを使って子どもたちから意見をきちんと吸い取るというようなもの。これは試験的に他のところではやろうという話もあるので、沖縄県でもできたらいいなと考えているところです。以上です。

比嘉) ありがとうございます。

野村) 医療の方で補足させていただくと、今、沖縄県でも実際に一時保護委託を医療機関で受けるケースはあります。実際私が勤めていた病院でもそれで受けて、アセスメントをして、判定の材料にさせていただくということをしておりました。兵庫と違って沖縄は児童精神科入院できる病床がまだ少ないということもあり、色々と受けられるわけではなく、限られたケースではあるのですが、一時保護委託で医療機関でアセスメントをして、子どもにも保護者にもアプローチしてもう一度児童相談所にお返しする、その中で関係機関で連携する役割分担であったり、連携をどう取っていくかというカンファレンスをしたことは実際あります。

話がまた元に戻りますが、沖縄県が43位だということで、もしかしたら市町村が頑張っているから児童相談所に上がらないのかもしれないし、あとアクセスの仕方がやはり地域の風土じゃないですけども、どうやって連絡したらいいのかということもまだ地域の住民もよく分からないところもあるのかもしれないので、どういうケースだったらどこにアクセスして相談とか、ちょっと気になるんだけど上げて良いのかとか、そういうところを皆がもっと知っておくといいのかな、と思いました。

他の数字でもありましたが、一時保護はあくまでも一時なんですね。その後に、かなりの確率でもう一回家に返す、面接指導で90%は家に帰っていく。それこそ施設だったり、里親に行くのは合わせてもわずか6%です。

家に帰っていくことが多いということを前提にした場合、一時保護中に、面接指導、この言葉も適切かどうか分からないのですが、それをどんなふうにして保護者も自尊心、自己肯定感が下がらずに、子どもとまた向き合おうとしていけるように支援していけるのかということが大切になってくると思います。。沖縄県は他の県に比べて父親の虐待率が高いというところで、それこそ貧困と関わっている。父親は昼間働かなくてはならず、日中に面接とか指導とかプログラムとか受けられなかったりするし、お父さんも一生懸命だし。親自身の PTSD とか愛着の問題もあるから、虐待している親も悪者にせずに、ちゃんと親にアプローチするようなシステムってどうしたら良いのかな、と思いました。

さっきの先生の話もそうなんですが、虐待の予防という観点で出産前後の育児支援、子育て支援という段階と、虐待が起こってしまい、それを発見・介入する段階、介入した後の親への支援、子どもの傷つきへの対応、親子の再統合という段階とその後の見守り、などいくつかの段階があると考えられます。村瀬先生がいう地域文化という広いところも含みます。段階ごとの支援の考え方と子どもの年齢に応じた支援という2つの軸でみていくことが大切ではないでしょうか。学齢期は自ら家を出ることができないけど、14歳以上は外に出ちゃって、行動化して、風俗とか望まない妊娠でまた同じような連鎖が起こっていることを踏まえると、それぞれの子どもの年齢に合わせた支援があると考えます。

比嘉) ありがとうございます。児童相談所体制、市町村の取組についてですけれども、村瀬委員いかがですか。

村瀬) 年齢の幅が非常にあることと、またその子がどういうことが問題になっているか、ということが全部一緒に、もちろんそれは予算的に大変ということがあるのでしょうけれど、でも本当に保護が必要な、本当に傷ついている、むしろ病気のような子どもと、相当年齢が高くてかなり反社会性が進んでいる子どもと一緒にいる。だから、中にいる間は、これ全国の児童相談所がそうでしょうか。お互いにお話をしないって、東京だと割とそう指導しているわけです。他もそうですか。

そして、人間というのは自分のこれから先の時間について予測を持つことがいろんな意味で大事だと思うのに、いつまで、何の目的でここにいるか知らされ

なくてずっといる、ということも、良かれと思っただけのことなんでしょうけれど、子供の立場に立ってみるととっても不安なことだと思うのですけれど。

比嘉) どうもありがとうございました。関連しましてもう一人くらい、児童相談所とそれから市町村の支援について。上間委員お願いします。

上間) 関連しそうなので。今この43位というデータ。例えば、いじめとかでこういう件数がある時には、大抵頑張っていない県なんですよね、はっきり言うと。だから沖縄が低いのは、野村先生が仰っていたように市町村が頑張っているからかもしれないけれど、これだけ貧困率が高いのにどうしてなのか、ということではやはり疑ってかからないといけない数字だな、というふうに思いながら見ております。それと、子どもがもう15歳過ぎたらもうお家を自分で出て行ってしまって、それで危ない形で大人になろうとしてしまうという問題は、沖縄で臨床にいる人たちは皆知っていて、皆どうにかしたいと思っているんです。その時に民間のシェルターが本当に少ないという問題もありまして、これは結局やっている所、みんなカツカツでやり始めているという形だと思うのです。ここも何とか切り込めないのかな、と思っているのですが、どうでしょうか、他の先生方。

横江) まさにシェルターということで。僕もシェルター的一种というか、「子どもシェルター」を名乗って運営させていただいています。僕の資料の(8)のところですが、僕のシェルターでは児童相談所では対応が困難な子どもだったり、18歳、19歳。18歳、19歳は基本的に児童相談所では対応できないので、そういう女の子の緊急避難先ということで運営させていただいています。ただ自分たちが運営していて感じるのは、児童相談所に比較的近い形で自分たちのところは運営しているので、ハードルが高いということ。外出を制限させてもらったりだとか、携帯電話を預らせてもらったりというところは児童相談所一時保護所や女性相談所と合わせた形で運営しているんですが、やはりハードルが高くなってしまって、「それだったら行きたくない」「行けない」という子も少なからずいます。ですので、そういった子どもたちでも気軽に利用できる居場所というのが、子ども達に合わせて多様な場所が必要だと感じています。私の所はそういった状況でも何とか保護者から切り離して逃げたい、苦しい、助けて欲しい、という子どもたちを支援させてもらっているが、外へのエネルギーが強かったり

したら逃げちゃったりとかもありますので、そういう子どもたちでも気軽に利用できる場所が必要だな、というのがまず一点。

もう一つは、出た後の場所が本当に限られていると感じています。家庭に復帰できればいいし、一人暮らしで生活をしていくことが可能であればそれを支援していくのですが、それも難しい子ども達、特に10代後半の子ども達が中長期的に生活ができる場所というのが本当に少ないと感じています。制度としてはおそらく児童福祉法上は自立援助ホームという位置付けになるかと思いますが、沖縄では1箇所しかないですし、そこが必ずしも使い勝手が良いというわけではないというのがあります。もっとそういった子どもたちが生活できる、シェアハウスなどの生活の場所が必要だと感じています。

比嘉) 横江委員ありがとうございました。すみませんが、時間が限られていますので、3つ目の議題の方に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

事務局) 資料2の3ページをご覧ください。3番目の論点の体罰の禁止です。体罰が成長段階の児童に対してどんな影響を与えるか、体罰を厳罰化すると抑止力になるのか、あるいは加害者の再発防止策に力を入れるべきという考え方もあると思います。条例制定によって体罰禁止を啓発する。例えば、3月に東京都が条例で体罰の禁止を盛り込みました、先ほど資料1の最後のページで国の法律で体罰を禁止するというのが掲げられております。以上が主な論点であります。

比嘉) 事務局からの説明はこれまでにになります。委員の方からご意見をお願いします。

横江) 口火を切らせていただきます。資料の3「体罰の禁止」というところで書かせてもらっています。そもそも体罰とは何なのかということなんですが「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」というふうに、国連の子どもの権利の委員会がこの様に言っているのでおそらくこれが一般的なのかな、というところなんです。ただそもそも定義が明確でないというところが出発点としてあろうかと思っておりますので、体罰が何なのかと



いうところが出発点になろうかと思います。

法制度としては、学校では教育基本法で体罰をしてはならないということが明記はされています。家庭における体罰という点では、今回の児童虐待防止法で改正されて、親権者が体罰をしてはならないということや、施設の管理者が施設で体罰をしてはならないということが、新たに今回の児童虐待防止法の改正でできた。今申し上げた親権者等が体罰をすることを禁止、ということなんです。必ずしも親権者と子どもを監護する者が一緒ではない場合がある。例えばおじいちゃんおばあちゃんが子どもを監護したり、おじさんおばさんが監護したりとか、要するに子どもを監護している保護者が禁止されているという法律になっていないので、保護者だけでなくすべての者についてやはり体罰は良くない、すべての者について禁止するというのと、先ほどの体罰の定義に当てはまらないけれども子どもの品位、品格を傷つける様な行為、これもきちんと禁止と明文化する必要があるのではないかと思います。先ほど事務局から説明のあった東京都の条例では、体罰及び子どもの品位を傷つける行為の禁止となっていると聞いております。私見ですが、体罰をしたら罰していこうというものではなく、もちろん子どもに対する生命、身体に重大な脅威をもたらす様な行為をしたら、そこは罰する対象になろうかと思うのですが、公権力の発動を極力控えて子どもの養育環境の改善を図るために支援、教育をして体罰をなし得ないということを啓蒙、啓発していく。それを目指していくことが重要でないかと感じています。そういう意味では、この様な条例を制度化するのであれば、これをきっかけに体罰によらない教育を啓蒙、啓発する研修にきちんと取り組んでいくことが必要であろうと考えています。

比嘉) 横江委員ありがとうございます。その他の委員、どうでしょうか。海野委員、お願いします。

海野) 原則体罰禁止ということで良いとは思いますが、その反動というものがどの様に想定されているのかということや、その反動による支援体制がどの位システム化されているのかという事を念頭に置いて条例を提出するべきなのかな、とタイミング的に思いました。体罰をするぞと言って体罰をする場合というのは、まだ自分の中で準備を作っているのどちらかというところに近いと思うのですが、大体の場合は瞬発的に自分が受けた子育てと同じような形で暴力

や暴言が飛び出すんだらうなというようなことを経験から思っています。そうになると「怒る」とか「体罰を出す」ということは「困っていること」だという認識をこちら側が、周囲が持つ必要があると思います。体罰をして、それを戒めなければならないことというような認識だと、どこかで詰まってしまうんだらうと。困っている、どうしたら出すものを…となるとやはり治療や支援だとかというような充実が同時進行で並行して行われる必要があります。

男性の暴力等が、もしかしたら地域的なこととして捉えるのであれば、沖縄戦だとか基地だとか、もう本当におじいちゃん世代から繋がってきている色々なたくさんのおじいちゃん世代の中で、恥の文化だとかも絡んで、男性が暴力という形で自分の中の傷つきを流してしまったというような流れなのかもしれませんし、非常にその辺りの、一人一人のオリジナルな歴史というものに対しての慈愛というか、畏敬の念を持ちながらやりたいなと思います。

でも、やはり原則は体罰をしないでいきたいですね、という言葉。体罰によらないどういうペアレントレーニングが必要なのか、ということも教育として必要な部分もあるだろうし、例えば、知的な問題を持った方にとっては非常に教育というのは入りにくいものだったりするだろうし、親御さんの中でアルコールに晒されてしまっている方には、とてもペアレントレーニングはなんじゃこりゃみたいな感じになってしまうかもしれません。だとすると、メンター制度というようなものですね。その方を育てるメンターがいていただきたい。そのメンター制度は必ず後方支援としてドッキングさせて行きたい。一緒に育てますよ、一緒にこんなふうに僕たちは対応するんですよ、というようなことを実際にアウトリーチで家族の中に入って介入できるような制度ができないものだろうか。やはり、外というのはまだ人目がある。でも中で色んな連鎖が起きていく。自分自身が家族の中で受けた暴言、暴力が同じような家族という閉ざされた中で起きてしまうので、そこにおいて子どもがどんなふうに動くのか、親がどんなふうに動くのかというようなことに介入していくソーシャルワークとか、サイコロジストとかがいずれ膨らんでいく必要があるんだらうなと思ってやっています。

それから多分一人というのは難しいと思うので、交代制だとか、三人くらい複数でいる必要があったり、それぞれがシェアしてどうアウトリーチ的に関わる必要があるのかということ、相互のスーパーバイザーというか、自分たちの監督とのやりとりで決めていくとかいうような事が家庭支援の中では必要になっ

ていくんじゃないかと。それを制度的に整えつつ、体罰禁止ということを出したいなと私自身は思っております。

比嘉) はい、ありがとうございました。どうでしょうか。

村瀬) いまのことに関連して考えますと、治療は大事ですけど、治療ということを出さないで、その人がどう自尊心を回復するかという、そこが一番肝心だと思います。ある時、男性ばかりの対人援助職の専門家が受講者の研修会の席に裁判官の方が暴力について講義をなさり、そのあとに私がまた暴力について講義をするように求められました。その裁判官の方は本当に良いお話をなさるのに暖房が効いていたのにほとんどの受講者はコートを着て、寝ている、聞いていないのですね。この調子だったら私が前に出たらどうなるかと思って帰りたくなったのですけれど、でもはたと「この方々はとっても傷ついた経験を持っていて、それを弱い子どもにそれを時々出すのではと思い、それで「今日まで生まれてから一度も暴力を受けた人がない人」と挙手を求めると二人しかいなかったのです。それで急遽私が一方的に話をするのをやめて、みんなで暴力を受けた時の気持ち、それをどう収めて今日まで来たか、という話合いをし、また長くなるからやめますけれども、収め方、これもまたマニュアルですと、それはまた本当にその人に根付かない。自分はこういう風にして変わっていかうか自分で本当に問題を引き受けて、自分自身の課題として考えないと自分がそれと気づかずに持っている問題傾向は変容しない、ということにそれぞれご自身で気づいていかれました。今マニュアルが大流行りで、これは確かにエビデンスがあるいうふうになっておりますし、手引きがあると誰でもやれるかのごとくですが、でもこれを自分に引き寄せて考える時に、人間の尊厳というのはやはり「他ならない自分」というものを保障されるというところにあるということと、でも一方この世の中、費用対効果、エビデンスは大事だという矛盾の中をどうしなやかに生き抜くかということが、こういう仕事に関わる者の一番大事なことだと思っています。

比嘉) どうもありがとうございました。では上間委員、お願いします。

上間) 今のお話でもそうだよなということなんですが、体罰の禁止と謳えば禁止

で無くなる、という様なそんな簡単じゃないという事ですよ。ともかく私たちは考えなくてはいけなくて、この禁止というのが、勿論だめで、理念としては必要だと思うんですけど、こういう事が謳われると結局隠されてしまうだけだと思うんですよ。見えない所で重篤なものが進んでいくというふうになるので、「体罰によらない形で子どもと一緒に育てよう」と、それを私たちはやります、というむしろそこがビジョンとして作られるということが大事で、制度設計は本当に難しいことで、私たちもそれは重々承知しているんですけど、逆にこういうことではない。これに依らないで育てるやり方を制度として、これとこれは作られましたとそういった回路の方が先ではないかと。以上です。はい。

比嘉) ありがとうございます。先ほど海野委員がおっしゃった、反動と言いますか、その辺りの部分のお話なのかな、と。野村委員、何かご意見ございますか。お願いします。

野村) 私は精神科で大人、アディクションの方とか精神疾患の方たちともお会いしていて、あと外来で子どもたちの行動問題や疾患があって保護者の方たちとお会いした時に、大概「それしかやり方が分からないのに」とか「叩かんとわからんわけよ」とか言っちゃうんですけど、「でもそれ上手くいったんですか」みたいにきくと「いや、上手くいかないんだよね」と答えます。「じゃあそれで上手くいかないなら、違うやり方あるかもしれないね」と返しながら、面接を進めていくのですが、本人たちもそれがいけないということは分かっているけれども、それ以外の対応の仕方が分からなくて、困っているとはなかなか言えないんですけどもやっぱり困ってたりするので、先生がおっしゃったように、無くすとかではなくて、どんな状態を○として、どんな子育て、どんな対応が出来たらいいのかなというところを考えていくことが大事かなと思います。さっき村瀬先生が言ったような、そういうことを小グループでやっていくにしても、それを達成するために今出来そうなことだったり使える資源というのはどういうところがあるんだろうというところを思ってみたり。やはりあと、保護者側が教育というか自分も体罰を受けて育ってきたからつい体罰で子どもに言うことを聞かせてしまうというところを、そうじゃない、体罰以外のやり方も実はあるんだ、ああそっちの方がお互いハッピー、子どもも自分もハッピーだというところを伝えていくことも大事だし、「体罰はダメ」と言うのではなく、代わりにどうすれ

ば良いのかを一緒に考えていくことができると思います。良いのではないのでしょうか。この中には親側のことしか入っていなかったんですけど、子ども側の中にも結構育てにくい子どもだったり、それこそ発達だったり疾患があって、虐待につながる状況の中に実はそういうことも関連していたりして、子どもの育ちだったり、特性とかも一緒にフォローしていくと、割とお母さんたち、お父さんたちが叩かなくて済んだりということもすごくあります。特性がある子どもたちを支える児童デイとか学童とかの居場所っていうのも、もしかしたら保護者とそういうところの、体罰じゃないですけど一緒に考えていく様な場になるのかなと思いついて聞いていました。条例だったり、システムを色々作っていくのも大事だし、今ある資源の中で何が有効活用できそうかというところ。じゃあすぐに着手できる場所はどこかなと思いついて、なかなかすぐにアイデアは出てこないんですけども、先生方の話を聞いていて、そう感じました。以上です。

比嘉) はい、ありがとうございました。

横江) 参考までにというところで、体罰に依らないで子どもを育てる方法で、Save the Children Japan が Positive discipline という、これ一応マニュアルなんですかね、があってですね。基本的にすべての人が違う、異なる。どんな家庭でも、その中で正解というのは無い。それぞれが違うけれどもそれぞれに合わせた形で、でも叩いたり殴ったりという方法を用いないで、なんとか躰をしていこうねということを、より養育者自身が考える為の支援ということをこれは取り組まれているようなんですね。でも、これがすべてできるかというやはり支援する側と受ける側の関係だったりとか、これやりなさい、あれやりなさいと言っても反発するだけではあるし、そことの関係があるかと思うので、やはりそこは支援者に求められる力量だし、ただ少なくともそういう行政だったりとか支援者と支援される側が切れてしまったらそれまでになってしまうので、その関係性を維持するというのは支援者に求められるスキルだと思いますし、支援者がまずこういったものを知識として知っていただいて、取り組んでいただくのも一つかなと思っています。

比嘉) ありがとうございました。それではそろそろ時間になりますので意見交換はここまでとさせて頂きたいと思っております。本日論点として事務局から提示された部分で、3点あったんですけども、1、2点目に関しては合わせて議

論したところです。それでも、かなり広くて全部追い切れない部分なんですけれども。最初の方では、最初にやはり踏まえなくてはいけない部分というところでは、子どもの権利システムというような部分を、支援する部分として揃えていくというところ。今ある部分は勿論あるんだけどそれが十分生かされていない部分はそうやってしっかり起動するようにするというところ。

それから他の都道府県、市町村、自治体に取り組んでいるオンブズマン制度とかスクールロイヤーとかそういった部分も含めて新たなものを作っていくのが重要という話があったかと思います。それから、児童虐待の根幹で対応していく児童相談所に関しまして、スーパーバイザーの話がありました。そこだけではないですけども、しっかり計画的に増員していくところで数値目標を定めてやっていくというようなご意見があったかと思います。

それから市町村に関しましては、先ほどから出ています子どもの貧困等々の関連でももちろんありますが、若年出産等、支援体制の部分、非常に厳しい状況にありますので、そこをどうやって拾い上げていくのかといった部分です。子ども家庭総合支援拠点、それから子育て世代の包括支援センターの整備というものまだまだ、全国的に進めるといっていますが、沖縄県ではまだまだ数自体が少ないといった部分で、そこも県の方がバックアップしながら推進していくというようなところですよ。

それから非常に難しい部分があると思うんですけども、那覇市の児童相談所の設置についても議論しました。そういった部分で、一時保護所の課題の部分ですね、権利保護ができるようなシステムという部分をやはり我々が意識していくことで作り上げていく。単なる箱物だけでなく、そこでしっかりとシステムとしてちゃんと子どもたちに説明をして、子どもたちが納得した上で入っていく、そういったところも同時に作っていかなければと思ったところです。

最後の体罰の禁止に関しましては、実際に（親などの大人が）自分自身が経験したことを、虐待も体罰も連鎖としてやはりしてしまうというところで、学校の問題も出たんですが、親自身がどうやって良いか分からないところがある。条例の方に体罰禁止と書くことは簡単だと思うんですが、それによる弊害といった部分ですね。反動という表現を海野さんがなさっていたんですが、見えなくなる部分が、虐待というのは非常に危険性をはらんでいる。逆に先んじてそれを示していく、行政がですね。体罰に依らない子育ての仕方等々を示していく。それからペアレントトレーニングの部分でメンター制を取り入れていくというところ

で行政の役割が語られていたかなと思います。

マニュアルというのはかなり出ているんですけども、目の前にいる困っている母親、父親、子どもに寄り添う形で、その方達の側に立って考えるというところでは支援者の質が非常に問われます。ですので、前半出てきた児童相談所や市町村の支援者の研修も含めてしっかりやっていくということが本日の、至らないと思いますが、まとめになるかなと思います。

事務局の計画では、次回、2回目があるとのことですので、今日出てきた課題等々も含めましてまたご一緒に議論できたらというように思っております。それでは事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局) 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。本日頂きましたご意見につきましては、議事録を事務局の方で整理しまして委員の皆様の確認を得た上で公表する予定でございます。また会議中に頂いた様々なご意見、事務局が用意した論点以上に深くご議論頂きましたことを感謝申し上げたいと思います。その内容につきましても整理しまして、委員長とも相談しまして次回の会議に用意をさせていただきたいと思います。次回の開催は9月上旬から中旬ごろを予定していますが日程の調整につきましては追って調整をさせて頂きたいと思いますのでその際はよろしくお願いいたします。また次回に向けてご協力いただけますようお願いいたします。

村瀬) 私のような、遠方から伺うというよりも、例えば子どもの貧困という言葉が児童のことの根底にあると言われますが、これは別に子どもが浪費をして自己破産した結果の貧困ではなくて、社会構造的なもので起きていますよね。ですので、むしろ私などよりは、例えば沖縄県経済同友会とか経団連の方にご参加いただいて、社会のみんなの問題だという次元でお考えいただく方が、専門のゼミをやっているようになってしまうとあれなので、むしろ私のこの一人の委員の部分はその方にご参加いただく、もちろん沖縄の経済というものは、基地を一つとってみても、でもそれによって生計が成り立つという方が少なくないという事実もあり、外から見ていてマルかバツかという問題ではないでしょうし、そういう中で最善の折り合いをどうつけながら、一番弱いところに皺がいかないかというようなことを現実的に考えるには、それを痛切に思うところです。

## 虐待防止に関する万国津梁会議\_\_第一回会合

事務局) 村瀬委員から非常に貴重なご意見を頂いたと思っております。沖縄県では子どもの貧困対策につきましても、実は様々な先生方に入っていただいて、また経済界にも入っていただいて、計画を立てて今取り組んでいるところではございます。ただ、虐待につきましても、背景に子どもの貧困というものもございしますので、もしよろしければご相談しまして、子どもの貧困に関しましても事務局で少し整理させていただいて資料提供という形で対応させていただければと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか

比嘉) 本日の会議はこれで締めさせていただきます。どうもありがとうございました。